

整理番号	3 - 1
------	-------

令和3年度
第422回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和3年6月25日
14:55 ~ 15:40
千葉県教育会館1階会議室

令和3年度
第422回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和3年6月25日(金) 14:55~15:40
- 2 場所 千葉県教育会館1階会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、鈴木委員、中原委員、下田委員、大竹委員
 - 労働者側委員
高柳委員、野田委員、近藤委員、阪口委員、岡田委員
 - 使用者側委員
渡部委員、今関委員、由川委員、黒岩委員
- 4 議題
 - (1) 令和3年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - (2) 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について
 - (3) 千葉県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - (4) 千葉県最低賃金専門部会の設置について
 - (5) 今後の審議日程について
 - (6) その他
- 5 配付資料
 - (1) 千葉地方最低賃金審議会運営規程(案)、千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)、千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)、千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程(案)
 - (2) 令和3年度千葉地方最低賃金審議会審議日程
 - (3) 地域別最低賃金改定状況の推移及び特定最低賃金改定状況の推移
 - (4) 毎月勤労統計調査 令和2年分結果確報
 - (5) 小規模事業所勤労統計調査の概況
 - (6) 千葉県毎月勤労統計調査地方調査の結果概要(令和3年3月)
 - (7) 令和2年賃金構造基本統計調査の概況
 - (8) 職員の給与等に関する報告について(生計費関係、労働経済指標抜粋)
 - (9) 県内経済情勢(令和3年4月判断)
 - (10) 法人企業景気予測調査 千葉県分(令和3年1~3月期調査)

(11) 第 163 回中小企業景況調査 (2021 年 1 - 3 月期)

6 議事内容

庄司賃金室長

定刻になりましたので、始めさせていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本年度から事務局を担当させていただきます賃金室長の庄司でございます。4月1日付けで賃金室長に就任いたしました。微力ではございますが、審議会の適正・円滑な運営に努力してまいりますので、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、第 54 期千葉地方最低賃金審議会委員に就任いただきまして、初めての審議会ですので、会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

はじめに、第 54 期千葉地方最低賃金審議会の委員でございますが、15 名の内 14 名の方が再任され、1 名の方が新たに就任されました。

僭越ではございますが、私から委員の皆様を御紹介させていただきます。

< 公・労・使 委員の紹介 >

岡田委員は本年 4 月からの就任でございます。

なお、稲葉委員におかれましては、日程の都合がつかず本日は欠席となります。次に、千葉労働局の出席者、事務局職員を紹介いたします。

< 千葉労働局 出席者、事務局職員の紹介 >

庄司賃金室長

ただ今から、第 422 回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議会の成立について御報告いたします。

○ 北川賃金室長補佐

本日は、公・労・使合わせ 14 名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

○ 庄司賃金室長

本日は、本年度第 1 回目の審議会でございますので、友藤労働局長から御挨拶申し

上げます。

○ 友藤労働局長

本日は大変お忙しい中、本審議会に御出席をいただき誠にありがとうございます。昨年度も、千葉県最低賃金及び特定最低賃金につきまして、御審議いただき、それぞれ改正決定させていただくことができました。これらはひとえに委員の皆様方の御尽力の賜物であり、改めて感謝申し上げます。

さて、日本国内における経済情勢ですが、内閣府から発表されました1～3月期の実質国内総生産の実質成長率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、前期比1.3%減と3四半期ぶりのマイナス成長となっており、5月の月例経済報告においても、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しているところとされています。

一方で、千葉県における4月の有効求人倍率は0.85倍と、前年同月と比較して0.25ポイント低下し、新規求人倍率は同じく0.33ポイント低下している状況にあります。多くの事業主の方々に、雇用維持に取り組んでいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症や経済活動の自粛等の影響も依然続いており、引き続き雇用情勢の動きについては注意が必要と考えております。

こうした県内の状況や厚生労働大臣から、6月22日、中央最低賃金審議会に令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされたことなどを踏まえ、本日、千葉県最低賃金の改正について諮問させていただくこととしております。

今年の中央最低賃金審議会における目安の諮問に当たり、厚生労働副大臣から6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」に関連した発言がありました。発言の概要を、少し長くなりますが、お話しさせていただきたいと思っております。

6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」では、「賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされたところである。新型コロナウイルス感染症については、希望する全ての対象者へのワクチン接種を10月から11月にかけて終わることを目指して全力で取り組んでいる。また、感染症の厳しい経済的な影響に対し、引き続き、重点的・効果的な支援策を講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期していく。これまでも、賃上げしやすい環境整備に向けて、中小企業におけ

る設備投資やIT化といった生産性向上の取組に対する支援や、下請事業者の取引環境の適正化などに政府一丸となって取り組んでおり、引き続き関係省庁とも連携してより一層の支援に取り組んでいく。経済の好循環の継続・拡大に向けて、最低賃金の引上げは非常に重要。中央最低賃金審議会におかれては、こうした政府の取組も視野に入れながら御審議をいただきたい」といった内容でございました。

委員の皆様方には、こうした中央での状況も考慮しつつ、千葉県の実情を十分に踏まえた御審議をお願いしたいと思っております。

併せて、今後、多大な御労苦をおかけすることになりますが、賃金行政の円滑な推進に引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。今年度もよろしく願いいたします。

○ 庄司賃金室長

会長及び会長代理を選出していただきたいと存じます。本審議会の会長及び会長代理は、最低賃金法第24条により、公益委員の中から選出いただくことになっております。本日の公益委員会議におきまして、会長に大澤委員、会長代理に鈴木委員というお話がございましたがいかがでしょうか。お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 庄司賃金室長

御協議いただいた結果、会長に大澤委員、会長代理に鈴木委員が選出されました。大澤会長と鈴木会長代理に就任の御挨拶をいただき、その後の会議運営につきましては、会長をお願いしたいと思います。

○ 大澤会長

昨年に引き続いて会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年は昨年で大変難しい審議でしたが、今年は最低賃金を巡る政府方針、景気動向、あるいは非正規労働の方々の暮らし等々をみますと、昨年以上に難しい審議なのかなという印象を持っております。公益委員の皆様を含め、何とか労使で合意できるよう微力ながら尽くしたいと思いますので、円滑な会議運営に御協力いただければと思います。今年もよろしくお願いいたします。

○ 鈴木会長代理

会長代理に選任されました鈴木でございます。コロナ禍も2年目となり、会長がおっしゃられたとおり、今年の会議、進行も難しいかと思っております。微力ながら務めてまいりたいと思っておりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

○ 大澤会長

議事を進めます。まず、審議の公開の報告をいたします。本審議会は審議会運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますので、労働局の掲示板に掲示しましたが、傍聴を希望される方がいなかったことを御報告いたします。

それでは、議題1の令和3年度千葉地方最低賃金審議会の運営について、事務局から説明願います。

○ 庄司賃金室長

お手元の資料を御確認ください。本年度の審議会は、例年より早めの開催となっており、一部資料に公表時期の関係から直近のものとはなっていないものがございます。これらにつきましては、最新のものを次回の審議会にて提出させていただきます。

議題1の令和3年度本審議会の運営についてです。お手元の資料の1の1から1の4までを御覧いただきたいと思います。「千葉地方最低賃金審議会運営規程」、「運営小委員会運営規程」、「専門部会運営規程」、「特別小委員会運営規程」の改正案を作成いたしました。

規程改正の1点目として、これまで議事録にいただいております署名についてですが、昨年末の押印等の見直しにより署名を要しないこととなったため、「会長及び会長の指名した委員2人の署名する」、「部会長及び部会長の指名した委員2人の署名する」及び「小委員長及び小委員長の指名した委員2人の署名する」の文言を削除することといたしました。

2点目は、非公開事由の追加です。会議を非公開とする場合として、「個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合」の文言を追加いたしました。地方最低賃金審議会の会議につきましては、千葉地方最低賃金審議会運営規程の第6条1項のとおり原則として公開されることとされておりますが、昨年度までは、一部を非公開とするなど、すべてを公開しておりませんでした。しかしながら、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で、審議に透明化が求められてきていることなどから、原則、すべて公開とするものです。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、一部又は全部を非公開といたします。

また、議事録を非公開とする場合に、議事録要旨を作成し公開する旨を明記いたしました。審議会の議事録につきましては、審議会運営規程の第7条2項のとおり原則、公開されることとされておりますが、昨年度までは議事要旨として公開して

おりました。こちらにつきましても、会議の公開と同様、原則として公開とするものです。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、一部又は全部を非公開としますが、議事録非公開の場合には議事要旨を作成の上公開することとしております。

3点目は、言葉の整理をさせていただいております。

これらについてお諮りさせていただきたいと思っております。

○ 大澤会長

事務局から説明のありました当会運営規程の改正についてですが、何か意見はございますか。

○ 一同「意見なし」の声

○ 大澤会長

特に意見がなければ事務局説明のとおり規程を改正することとし、本日からこの運営規程により当審議会を運営してまいりたいと存じますので、御協力よろしくお願ひします。

次に、議題2の千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

○ 庄司賃金室長

千葉地方最低賃金審議会運営小委員会と特別小委員会の設置について説明させていただきます。当審議会では、従来から本審議会の議事運営に関する事項について協議するために運営小委員会を設置し、また、特定最低賃金に係る決定等の必要性の有無などについて速やかに結論が得られるよう意見調整を行うために特別小委員会を設置し、各々の運営規程により運営してまいりました。本年度もこれまでと同様に、2つの小委員会を設置し、各運営規程に基づき運営することとしてよろしいかお諮りいたします。

また、これら小委員会の構成は、それぞれの規程第3条により、共に各側同数の計9名以内の構成にすることとなり、従来から各側3名の計9名の構成になっております。小委員会を設置する場合、その構成についても昨年同様9名の構成としてよろしいか併せてお諮りいたします。

○ 大澤会長

事務局から説明のありました運営小委員会の設置と特別小委員会の設置について、何か意見はございますか。

一同「異議なし」の声

- 大澤会長
それでは、両小委員会の委員を選出していただきたいと思います。この場で御協議いただき、各側3名ずつ選出していただきたいと思います。

< 各側にて協議・選出 >

- 大澤会長
運営小委員会について報告してください。
- 高柳委員
労働者側は、近藤委員、阪口委員、高柳が担当させていただきます。
よろしくお願いいたします。
- 渡部委員
使用者側は、黒岩委員、稲葉委員、渡部が委員に就任させていただきます。
- 大澤会長
公益委員は、大澤、鈴木委員、中原委員であります。
続いて、特別小委員会についてお願いします。
- 高柳委員
労働者側は、野田委員、岡田委員、高柳でやらさせていただきます。
よろしくお願いいたします。
- 渡部委員
使用者側は、運営小委員会と同じ、黒岩委員、稲葉委員、渡部でございます。
- 大澤会長
公益委員は、大澤、鈴木委員、大竹委員でございます。
9名の方が選出されましたのでよろしくお願いいたします。
続きまして、議題3です。友藤労働局長から千葉県最低賃金の改正決定について

諮問を受けたいと思います。

< 友藤労働局長から大澤会長に諮問文を手交 >

- 大澤会長
確認のため、事務局から朗読をお願いします。
- 北川賃金室長補佐

< 諮問文朗読 >

- 大澤会長
事務局は改正諮問の理由の説明をお願いします。
- 庄司賃金室長
諮問理由について申し上げます。我が国の経済状況につきましては、内閣府の月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しているところと報告されているところです。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで各種施策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されております。また、千葉県内の雇用失業情勢について、令和3年4月の県内有効求人倍率は0.85倍と、前年同月比で0.25ポイント低下し、求人が求職を下回っており、厳しい状況が続いています。一方、千葉財務事務所が令和3年4月28日に公表した県内経済情勢報告では、県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつあるとされています。いずれにしましても、厳しい状況は続いておりますが、県内の労働者の労働条件の改善や、労働力の質的向上、企業間の公正競争の確保などの観点から、千葉県最低賃金の改正決定の要否について諮問するものです。つきましては、地域の経済状況や賃金水準等を十分に考慮いただきながら、千葉県最低賃金について御審議いただきますよう諮問いたします。
- 大澤会長
議題4です。ただ今、局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項の定めるところにより専門部会を設置し、今後、この専門部会において具体的な調査審議を行うこととなりますので、よろしく願いいたします。この専門部会の委員の数は、最低賃金審議会令第6条第1項により

「9名以内」となっており、従来から、各側3名、計9名となっていますが、今年度も同数の構成で如何でしょうか。お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

御賛同いただきましたので、各側からそれぞれ3名の専門部会委員を選出することになります。その選出手続について、事務局から説明を受けたいと思います。

併せて、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取にかかる公示について、事務局から説明願います。

○ 北川賃金室長補佐

はじめに、千葉県最低賃金専門部会委員の推薦公示について説明いたします。専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命につきましては、最低賃金審議会令の定めにより、関係労働組合、関係使用者団体に対して相当期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。この推薦公示につきましては、審議会日程の都合上、令和3年7月6日(火)を期限として、本日公示することといたします。

続きまして、最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見聴取に係る公示について説明いたします。審議会が最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合においては、最低賃金法の定めにより、関係労使の意見を聴くものとし、意見を述べようとする関係労使は一定の期日までに意見書を提出すべき旨の公示を行う必要がございます。この公示の期間は、地域別最低賃金に係るものにつきましては3週間程度されておりますが、本年度は、審議日程の都合上、2週間程度とさせていただきます。令和3年7月9日(金)を期限として本日公示することといたします。なお、いずれの公示も千葉労働局のホームページにも掲載し、広くお知らせする予定でございます。

○ 大澤会長

議題4に関連して、事業場視察及び意見陳述についてですが、まず、事務局から経過等について説明願います。

○ 植村賃金指導官

事務局から3点申し上げます。1点目は事業場視察についてです。昨年度は、食料品小売業であるスーパーマーケットを訪問し、実施したところです。本年度は、コロナウイルス感染拡大の影響などから、労使双方、実施できないとの意見で一致

したところであり、事業場視察については実施が困難であると考えております。

○ 大澤会長

事務局から説明のありました事業場視察について、実施が困難とのことですが、労働者側委員から何かございますか。

○ 高柳委員

昨年度、スーパーを皆さんで見させていただいて承知いただいたと、その結果についても審議会の中で反映されたと認識しております。今年度も同様に、例えばホームセンターであったり、スーパー、ドラッグストア系であったり、そういったところに打診をしてきた経過があります。結果、今回は報告があったとおり視察ができないとのことで大変残念に思っております。また、こういった店舗の中の休憩所などを使って意見交換をすることになりますが、現状、コロナ禍ということで、社員が休憩する場合には四隅に分かれるなど対策をしながらやっている、そういった中で視察をするとなると10人程度が入ることになり、今の段階では結構難しいといわれております。

それから、日程の件ですが、昨年度は専門部会が終わった後に部会のメンバーで視察に行かせていただきましたが、今回もそういった日程でお願いしておりました。日程についてはピンポイントではなく何日か少し余裕をいただければ調整もできやすいというお願いもありましたので、今年はできないにしても今後実施するに当たっては、できるだけ早めに日程調整はさせていただこうとは思っております。また、専門部会などに合わせるのが本当はいいのかもしれませんが、そういったことではなく、何日か多く挙げた上で、運営小委員会などで日程を決めていくようにしていただければ、大変ありがたいと思っております。その点を含めて今後の取扱いをお願いしたいと思っております。

○ 大澤会長

使用者側はいかがでしょうか。

○ 渡部委員

昨年、スーパーにお邪魔させていただいて、大変参考になったという記憶があります。今回も、労側に御努力いただき、いろいろ探していただいたと伺っておりますけれども、高柳委員から御説明がありましておりにやむなしと思っております。

こちら側は、いくつか当たったのですが、コロナ禍において数人の委員がお邪魔するのは現状厳しいところもあり、今回はやむを得ずということになりました。

- 大澤会長
ほかに何かございますか。
昨年、視察をさせていただいて大変有意義でした。勉強になりました。ただ、労使双方の説明から、コロナ禍の現状を踏まえると、事業場視察については実施しないことはやむを得ないと思います。
続きまして、千葉県最低賃金に関する意見陳述について、事務局から説明をお願いします。
- 植村賃金指導官
千葉県最低賃金に係る意見陳述についてですが、昨年度は、1つの労働組合から要望があり8月3日(月)の本審において実施いたしました。今年度につきましても、1つの労働組合から千葉県最低賃金改定に関する要請書の提出があり、その中に、最低賃金審議会において意見陳述を希望する旨が記されておりました。つきましては、昨年同様に実施する方向でよろしいかお諮りいたします。
- 大澤会長
事務局から説明のありました千葉県最低賃金に関する意見陳述について、陳述の場を設けることでよろしいでしょうか。
- 一同「異議なし」の声
- 大澤会長
意見陳述は実施することとし、いつ、どのように実施するかなどについては、運営小委員会に諮ることといたします。
続いて、特定最低賃金に関する意見陳述について、事務局から説明をお願いします。
- 植村賃金指導官
昨年度は、特賃7業種の関係労働組合から意見陳述の要望があり、うち各種商品小売業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業に係る3つの労働組合が意見陳述を行いました。
今年度も、特賃7業種について意見陳述を要望する旨連絡がありましたが、これらの要望につきまして、昨年同様、陳述の場を設けるかお諮りいたします。
- 大澤会長
事務局から説明のありました千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、意見陳述の要望がありましたので、陳述の場を設けることでよろしいでしょうか。

- 一同「異議なし」の声

- 大澤会長
千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、陳述の場を設けることといたします。なお、意見陳述の運営方法等について、第1回運営小委員会で協議することによろしいでしょうか。

- 一同「異議なし」の声

- 大澤会長
それでは第1回運営小委員会で協議することといたします。
続きまして、議題4に関連して、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたします。はじめに事務局から説明をお願いします。

- 庄司賃金室長
最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて説明いたします。第6条第5項には、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されております。当審議会では、従来から、千葉県最低賃金専門部会には適用していませんでしたが、特定最低賃金専門部会については、決議が全会一致の場合には、この第6条第5項を適用してきたところです。本年度についてはいかががすべきでしょうか。御審議を賜りたいと存じます。

- 大澤会長
事務局から説明のありました特定最低賃金専門部会の第6条第5項の適用について、従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

- 一同「異議なし」の声

- 大澤会長
御賛同いただきましたので、本案のとおり特定最低賃金専門部会の決議が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたしますので、よろしく願いいたします。
続きまして、議題5の今後の審議日程についてですが、事務局から今年度の審議日程について説明を受けたいと思います。

○ 庄司賃金室長

資料 No. 2 を御覧ください。委員の皆様方にはあらかじめ日程をお示しさせていただいているところですが、A 案、B 案の 2 つの案を用意させていただきました。

まず、A 案ですが、中央審議会の目安答申が 7 月 30 日午前までに示された場合です。県最賃につきまして 10 月 1 日の発効を目指しておりますので、8 月 2 日に目安伝達と特定最低賃金の改正諮問を行うための本審議会を予定しております。その後、8 月 5 日に県最賃の答申を見込み、8 月 23 日に異議の申出についての諮問・答申としました。中央の情勢をみますと、中央の目安答申が 7 月中には出そうな見込みでございますので、事務局としてはこの A 案が本命ではないかと考えておりますが、はっきりとは分かりませんので、B 案について一応付け加えさせていただいております。

B 案は、8 月 2 日まで中央の答申が遅れた場合を想定しております。8 月 3 日に目安伝達と特定最低賃金の改正諮問の本審議会を開いて、8 月 5 日に県最賃の答申を見込み、8 月 23 日に異議の申出についての諮問・答申としました。こちらも発効日は 10 月 1 日としておりますので、官報公示日の関係からタイムリミットは 8 月 23 日となります。

なお、審議の内容によっては、A 案の日程においては予備日として、8 月 5 日(木)午後 1 時から最低賃金専門部会を設けておりますので、御承知置きいただければと思います。

次に特定最低賃金の日程ですが、12 月 25 日に発効するために予定を組んでおります。事前にお示ししてある日程は、7 業種全てで専門部会を進める想定で作らせていただいております。8 月 4 日と 8 月 6 日に予定されております特別小委員会の中で、改正等の必要性について協議いただき、8 月 23 日の本審の決定を受けて、各専門部会の日程案のとおり確定させていただきますので、御協力をよろしく願いいたします。なお、特定最低賃金の必要性の審議の予備日として、8 月 23 日(月)午前 9 時 30 分から特別小委員会を設けておりますので御承知置きください。

○ 大澤会長

事前にお配りしました千葉県最低賃金の審議日程の A 案、B 案と特定最低賃金の審議日程が示されましたが、審議日程につきましては、この場で大筋御了承いただき、本審議会終了後に開催されます運営小委員会において、議事運営に関する詳細について御協議を賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

審議日程については、御賛同いただきました。A案、B案について日程が定まり
しだい、事務局は各委員に早急に連絡をするようお願いいたします。

最後に、議題6のその他になりますが、何かございますか。事務局から何かあり
ますか。

○ 庄司賃金室長

まずは、最低賃金に関する要請などについての御報告です。

1件目です。会長には写しをお渡ししておりますが、日本労働組合総連合会千葉
県連合会会長から、「2021年度最低賃金及び特定産業別最低賃金に関する要請書」が
提出されております。要約しますと、コロナ禍の収束が見通せない中、ウイルスに
関する影響が経済情勢等に及ぶ情勢にあるからこそ、最低賃金法第1条に定める目
的が達せられる改定額となるよう審議会運営に努める。早期に全国平均1,000円以
上とすることを目指しているが、県民が安心して暮らすためのセーフティネットと
しての役割を果たすための金額とすることや、同一ランクを視野に入れた審議を求
める。地域別最賃の審議に当たっては、企業視察や参考人招集も考慮し進めるよう
求める。中小・小規模事業者への支援策の周知、業務改善助成金の活用しやすい環
境整備。特定最賃については、その意義や目的を踏まえ、それぞれの産業を代表す
る労使の自主性と役割を尊重した審議会運営と、適切な申出がされている業種につ
いては必要性ありとし、具体的な金額審議については当該産業の労使に委ねるよう
求める。最低賃金の履行確保のための体制強化を求めるとの内容です。委員の皆様
には、この会場に原本を用意しておりますので、御確認いただくことを申し添え
ます。

2件目は、JAM東京千葉 千葉県連絡会を取扱団体とする「2021年度 最低賃金に
関する要請書」と題し、全国平均1,000円以上を目指し、千葉県最低賃金の今年度
の引上げ額を審議すること。特定最低賃金の必要性の審議に当たっては、通常労働
者と有期雇用契約等の労働者の同一労働同一賃金、均等・均衡待遇を実現させるべ
く、同一産業内の賃金格差是正を目指す目的や意義を持つ特定産業別最低賃金を存
続させることを求めるとの団体署名28筆が提出されております。こちらにつきまし
ても、原本を会場に持参しておりますので、御確認いただくことができます。

3件目は、千葉県労働組合連合会から、「2021年度千葉地方最低賃金額改定を目安
検討にあたっての意見」が提出されております。要約すると、千葉県の最低賃金を
ただちに時給1,500円以上に引き上げること。最低賃金を全国一律最低賃金制度に
改正すること。最低賃金と生活保護との整合性を図る算定方法として、生活保護の
級地や公課負担の補正の際には千葉市の値を用いること。千葉県最低賃金審議会に
おいて意見陳述の場を設けること。中小企業・小規模事業者への負担軽減策として

支援制度の拡充を求めるとの要請となっております。こちらについても、原本を会場に持ち込んでおります。

4件目は、千葉県弁護士会から、「最低賃金大幅引上げの断行及び実効的かつ機動的な中小企業支援を求める会長声明」が提出されております。要約しますと、最低賃金に近い労働条件で働く労働者層の生活水準の維持。国際的傾向に照らし、従来から最低賃金水準が低いと指摘を受けていることから、最低賃金の引上幅を3%以上とすること。現行の業務改善助成金制度について、従来から使い勝手や利用率の低さが指摘されているため、実効性のある中小企業支援策の策定、実施を求めるとの内容でございます。こちらにつきましても、会場に原本を持参しておりますので、御確認いただくことができます。

最後に、中央における情勢について情報提供させていただきます。

中央最低賃金審議会については、5月26日に今年度第1回目が開かれ、目安制度の在り方に関する全員協議会を開き、秋以降に目安制度に関する具体的な見直しについて議論をしていくとの情報が入っております。また、6月22日、中央最低賃金審議会に対し厚生労働大臣から、地域別最低賃金額改定の目安についての諮問がなされたところでございます。政府として、6月8日に開催された新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議では、厚労大臣から業務改善助成金等の現行の取組状況を説明、また、総理大臣からは、新型コロナにより賃金格差が広がらないよう、最低賃金を引き上げる環境を整備する。このため、事業所内の最低時間給を引き上げるための助成を拡充するとの発言があったところです。なお、業務改善助成金の拡充方策等については、厚生労働省にて、関係方面と調整のうえ、具体的な検討を進めるようでございます。

○ 大澤会長

ほかに何かございますか。

何もないようですので、本日の審議を終了させていただきたいと思っております。なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして閉会といたします。御協力ありがとうございました。